

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月から後期高齢者医療制度の保険証が新しくなります。現在お使いの保険証の有効期限は7月31日までとなっており、新しい保険証を7月中旬に郵送などで交付します。更新の手続きは必要ありません。

新しい保険証が届いたら記載内容をご確認いただき、有効期限が過ぎた保険証は、ご自身で裁断するなどして破棄して下さい。

また、保険料の納付が滞っている人は、有効期限が短い保険証や医療費がいったん全額自己負担となる資格証明書を交付する場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院時の窓口支払い（保険適用分）が自己負担限度までになり、食事が減額されます。

認定の対象となる人

住民税非課税世帯に属している人（同一世帯全員が住民税非課税）

すでに交付を受けている人

認定証の有効期限は、7月31日までです。引き続き対象となる人には、新しい認定証を7月中旬に郵送などで交付します。更新の手続きは必要ありません。

該当する人でまだ認定証を持っていない人

国保けんこう課窓口で申請してください。

持参品 保険証、印かん



平成22年度の保険料を軽減します

○所得の低い人は、世帯（世帯主および被保険者）の所得水準に応じて次のように保険料を軽減します。

均等割額の軽減（年間の均等割額42,400円が次のようになります）

同一世帯の被保険者と世帯主の合計所得額	軽減割合	これらの軽減に該当すると	年間の均等割額
33万円以下	8.5割 減額	➔	6,300円
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得なし）	9割 減額		4,200円
33万円+（24万5千円×世帯主を除く被保険者数）以下	5割 減額		21,200円
33万円+（35万円×被保険者数）以下	2割 減額		33,900円

所得割額の軽減

賦課のもととなる所得額（前年中の総所得額から基礎控除額33万円を差し引いた額）	軽減割合
58万円以下（年金収入の場合、年金受給額が211万円以下）	5割 減額

- 社会保険などに加入しているご家族の被扶養者となっていたため保険料をこれまで負担していなかった人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割減額され、年間の保険料が4,200円になります。
- 減額制度に該当する人の手続きは不要です。
- 保険料の納付が困難なときは、分割納付などができますので、国保けんこう課窓口へご相談ください。また、失業や災害などの特別な事情がある場合には減免の制度があります。

国保けんこう課（内線110）
長崎県後期高齢者医療広域連合
095（816）3930